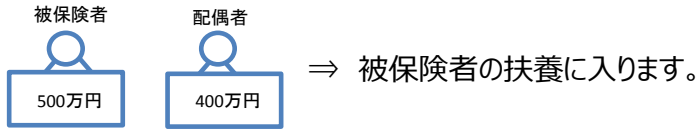


# 夫婦共同扶養における「被扶養者の取り扱い」と「届出の際の添付書類」

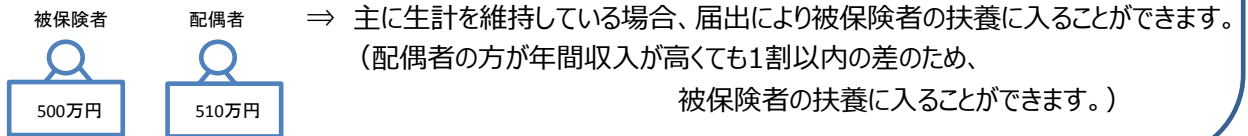
共働きで子を扶養している場合、厚生労働省より通知された「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」により、次のように定められています。

## I 配偶者が給与所得者の場合

①原則として、年間収入の多い方の被扶養者となります。

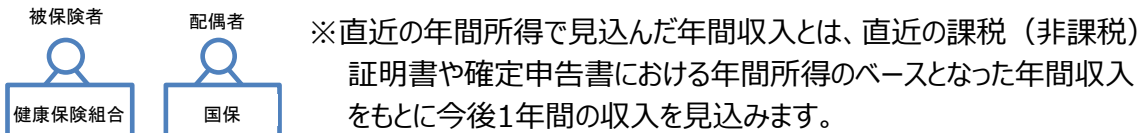


②夫婦双方の年間収入の差額が1割以内である場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者となります。



## II 配偶者が自営業者（国民健康保険加入）の場合

当組合の被保険者については「年間収入」を、国民健康保険に加入している配偶者については「直近の年間所得で見込んだ年間収入」を比較し、年間収入の多い方の被扶養者となります。



## ○夫婦共同扶養に関する収入確認のための添付書類

(該当する状況に応じて、複数の書類が必要になります)

配偶者の状況	添付書類
給与所得者	・直近の課税（非課税）証明書
自営業者	・直近の確定申告書類 一式の写し（収支内訳書もしくは青色申告決算書を含む）
年金受給者	・直近の年金振込通知書の写し
被保険者の扶養に入っている場合	・添付書類不要
夫婦ともに当組合の被保険者の場合	・添付書類不要 ※被扶養者（異動）届の備考欄に配偶者の記号番号、氏名を記入してください

子の状況	添付書類
給与所得者	・直近の課税（非課税）証明書
自営業者	・直近の確定申告書類 一式の写し（収支内訳書もしくは青色申告決算書を含む）
大学生	・学生証（写し）もしくは在学証明書
高校生以下	・添付書類不要 ※高校生の場合、備考欄に学校名・学年の記載が必要

状況に応じて、別途添付書類の追加を求める場合があります。

○課税証明書には給与収入の記載があるが、既に退職している場合

直近の課税（非課税）証明書に加え、退職職証明書（写し）もしくは、離職票（写し）を添付ください。

○雇用形態が変わり、前年度より収入が減っている場合

直近の課税（非課税）証明書に加え、雇用形態変更後の、雇用契約書（写し）もしくは、年間収入見込み証明書（就労先より作成してもらう）を添付ください。